

申告はお早めに

# 市・県民税の申告が始まります

1月下旬に申告が必要と思われる方へ「令和6年度市・県民税申告書」を郵送しました。申告が必要となる方で、申告書が届かなかった場合は市民税課へご連絡ください。  
 市民税課(本庁舎2階) ☎963-9144

3月15日(金)までに郵送で申告を

申告をしないと、年金の受給、住宅ローンの審査、保育所の入所や公営住宅の入居申請等で必要な各種証明書(課税・非課税・納税証明書等)を発行できません。

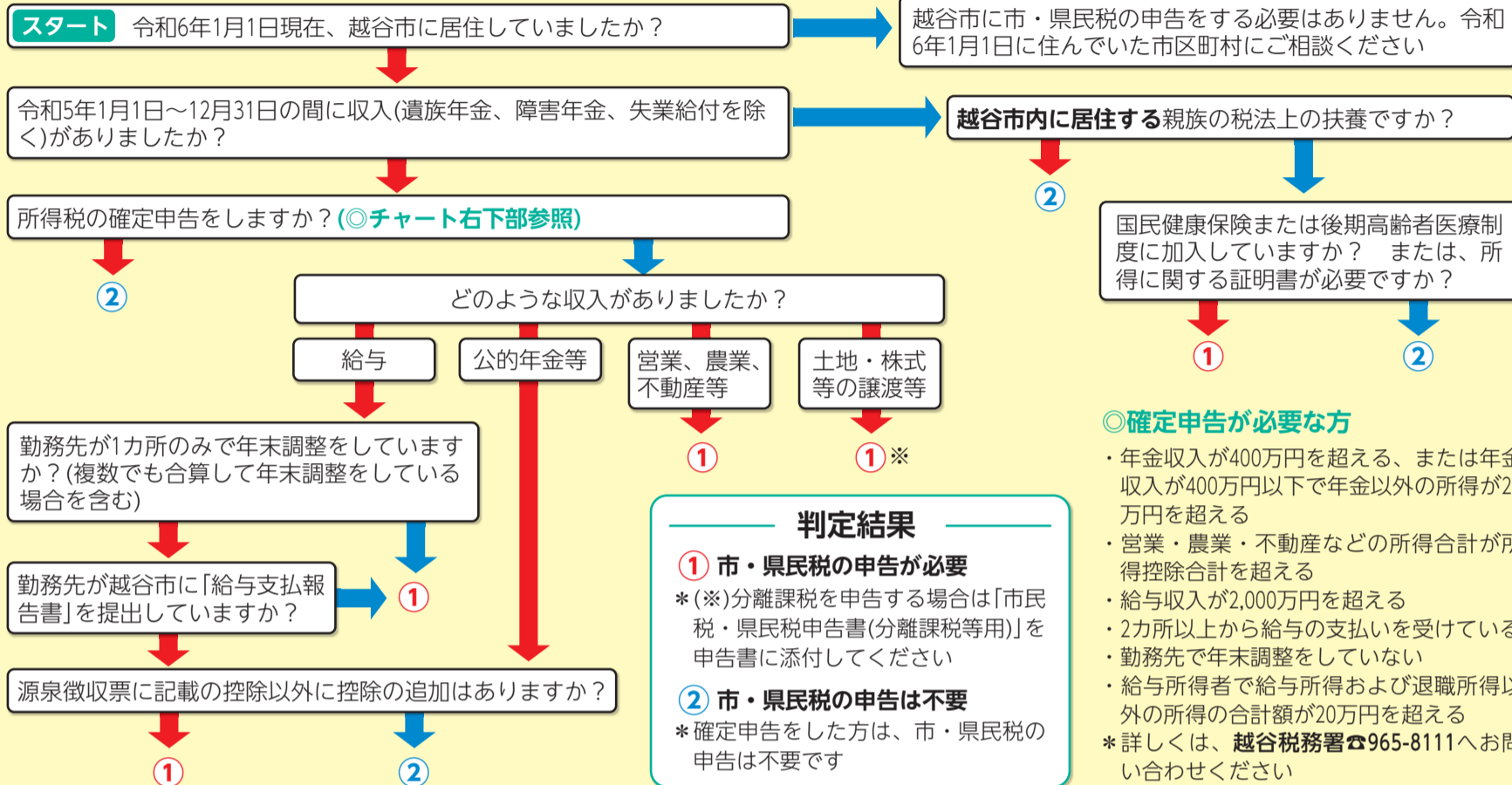
申告会場は大変混雑します。郵送での申告にご協力ください。

申告会場の混雑状況▶



申告が必要か判定します。チャートを参考にご確認ください。

はい… → いいえ… →



## 申告時に必要なもの

対象	必要書類など	
申告者全員	・「マイナンバーカード」または「マイナンバーが記載された住民票の写し」等のマイナンバー確認書類 ・運転免許証・健康保険証・パスポート・障害者手帳・年金手帳・在留カードなどの本人確認書類	
扶養親族・事業専従者がいる方	・扶養親族・事業専従者の収入金額が分かるもの ・扶養親族が国外居住である場合は、その親族に係る「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」または「38万円送金書類」	
所得	給与・年金所得者	源泉徴収票
	事業(営業・農業)・不動産所得者	収入・経費・減価償却費の分かる帳簿や領収書など
	雑・一時所得者	収入・必要経費が分かる書類など
控除	社会保険料控除	社会保険料(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金等)の控除証明書や領収書
	生命保険料控除	控除証明書、支払金額を証明する書類
	地震保険料控除	
	医療費控除(※)	医療費控除の明細書、医療費控除の特例制度を受ける方はセルフメディケーション税制の明細書
	障害者控除	障害者手帳・戦傷病者手帳・障害者控除対象者認定書など
寄附金税額控除	寄附金の受領証明書など	

\* (※)医療費控除は、領収書の添付または提示では適用できません  
 \* 医療費控除以外の控除は、証明書・領収書などの原本の添付、または提示が必要です  
 \* 所得・控除の種類や必要書類などは一般的な例を示しています。不明な点は市民税課へ

### 市役所での受け付け

2月16日(金)～3月15日(金)、9:00～16:00  
 (土曜・日曜日、祝日を除く)

会場 市役所第二庁舎5階会議室B

\* 出張受け付けについては、広報こしがや1月号をご覧ください

\* 来庁時は公共交通機関をご利用ください

### 所得税の確定申告

2月15日(木)まで

会場 越谷税務署別館会議室

2月16日(金)～3月15日(金)

会場 イオンレイクタウンkaze3階  
 イオンホール

越谷税務署 ☎965-8111

### 市ホームページで市・県民税申告書を作成できます

トップページのページ番号検索で「10298」と入力、または二次元コードから。作成した申告書は、印刷して市民税課へ郵送。



### 次のような方は

#### 昨年中に所得がなかった

市・県民税申告書裏面14「前年課税所得がなかった方の記入欄」に必要事項を記入し市民税課へ郵送。

#### 事業専従者のいる事業主

市・県民税申告書裏面10「事業専従者に関する事項」欄に必要事項を記入し市民税課へ郵送。提出の際、事業専従者の給与支払報告書も一緒に市民税課へ。

### 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方へ

#### ●保険税(料)の算定のために申告が必要です

世帯に一人でも未申告の方がいると、均等割額の軽減の適用や高額療養費の所得判定ができず、不利益となる場合があります。

#### ●医療費通知(医療費のお知らせ)について

医療費通知は、確定申告の医療費控除の添付資料として使用できますが、令和5年11月・12月診療分は申告期間に送付できませんので、その分は領収書等から医療費の明細書を作成してご申告ください。なお、診療を受けた2カ月後からマイナポータルで医療費の状況を確認できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



国民健康保険課▷国民健康保険に加入の方…申告について ☎963-9146、医療費通知について ☎963-9154、▷後期高齢者医療制度に加入の方… ☎963-9170